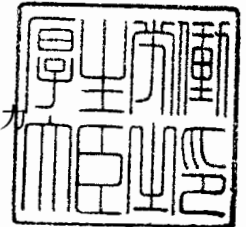


平成15年12月12日

## 行政文書開示決定通知書

榊原 悟志 様

厚生労働大臣 坂口 九



平成15年11月12日付けの行政文書の開示請求（開第2389号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書名

- ・ 再審査請求管理システムによる検索リスト(平成14年度4月分)
- ・ 平成9年労第243号裁決書
- ・ 平成13年労第41号裁決書
- ・ 平成13年労第105号裁決書

#### 2 不開示とした部分とその理由

裁決年月日、再審査請求人及び再審査請求代理人の氏名及び住所、被災者の氏名、生年月日、勤務先、傷病名及び身体症状等並びに意見書提出者等の所属及び氏名等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます。

#### 3 開示の実施の方法等

##### (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法（写しの送付）により、開示の実施が受

けられます。

なお、下表に記載した方法による事務所における開示の実施を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料(基本額-開示請求手数料300円)
A4判文書 46枚(53頁)	① 閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	0円
	② 複写機により複写したものの交付	用紙1頁につき20円	1,060円	760円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時:平成15年12月19日から平成16年2月10日までの期間のうち、「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後以降の日(土、日その他の行政機関の休日を除く。)の10:00～17:00(昼休み12:00～13:00を除く。)

※ 上記以外の日時における開示の実施を御希望の場合は、下記の担当課等までお問い合わせください。

場所:厚生労働省情報公開文書室 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館2階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数:「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料(見込額):通常郵便物(定形外)500gまで390円

\* 担当課等:厚生労働省労働基準局総務課労働保険審査会事務室庶務係

電話03-5403-2211(内線2224)

1. 業務上外

1	平成12年労第133号	██████████	( 愛媛 ・ ██████████ ・ 棄却 )
	じん肺管理区分で療養中の ██████████		
2	平成12年労第237号	██████████	( 神奈川 ・ ██████████ ・ 棄却 )
	元港湾作業員の ██████████、██████████		
3	平成12年労第88号	██████████	( 広島 ・ ██████████ ・ 棄却 )
	歯科技師（助手）に発症した「██████████」等		
4	平成12年労第82号	██████████	( 福岡 ・ ██████████ ・ 棄却 )
	生命保険営業社員に発症した ██████████		
5	平成12年労第6号	██████████	( 三重 ・ ██████████ ・ 棄却 )
	業務上負傷(加療 █ 箇月)、██████ 年経過後の ████████ 費用請求		
	年 第 号	██████████	( )
	年 第 号	██████████	( )
	年 第 号	██████████	( )
	年 第 号	██████████	( )
	年 第 号	██████████	( )





4. 障害等級

1	平成9年労第243号		( 東京 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	「 [redacted]、 [redacted] 」 治癒後障害等級第 [redacted] 級		
2	平成13年労第41号		( 島根 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	通勤途中に原付自転車で転倒、 [redacted] 等治癒後 [redacted] 級		
3	平成12年労第196号		( 大阪 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	帰宅途上の負傷 ( [redacted] ) 治癒後の [redacted] 級不服		
4	平成12年労第205号		( 福井 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	潜水士の [redacted] 治癒後の第 [redacted] 級		
5	平成12年労第230号		( 京都 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	[redacted] 等治癒後の第 [redacted] 級不服		
6	平成13年労第70号		( 大阪 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	[redacted] 等治癒後の第 [redacted] 級		
7	平成12年労第26号		( 神奈川 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	業務上負傷 ( [redacted] ) 治癒後の [redacted] 級不服		
8	平成12年労第138号		( 大阪 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	業務上負傷(追突事故) 治癒後の [redacted] 級不服		
9	平成12年労第86号		( 岐阜 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	業務上負傷 ( [redacted] ) 治癒後の [redacted] 級不服		
10	平成12年労第142号		( 東京 ・ [redacted] ・ 棄却 )
	業務上負傷 ( [redacted] ) 治癒後の [redacted] 級不服		







平成9年労第243号

裁 決 書

再 審 査 請 求 人

[Redacted]  
[Redacted]

再 審 査 請 求 代 理 人

[Redacted]  
[Redacted]

原 処 分 を し た 行 政 庁

東京都港区芝5-35-1

産業安全会館3階

三田労働基準監督署長

決 定 を し た 審 査 官

東京労働者災害補償保険審査官

渡 辺 修 次



眼科、耳鼻科、神経科、整形外科の関係各診療科の医師及び東京労働基準局地方  
労災医員の意見、並びに事業場から提出された職場復帰後の就労状況と労務遂行  
の持続力等から総合的に判断すると、請求人は、その労働能力が一般人の●分の  
●程度に低下しているものと認められる。したがって、残存する障害の程度は、  
「  
」(障害等級第●級の●号)に該当すると決定したものである。

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第●級を超える障害等級に該当  
する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

本件の審査資料は、次のとおりである。

##### 1 請求人の提出した資料

- (1) 意見書(平成12年1月27日付請求人作成)(第1号証)
- (2) MRI写(第2号証)
- (3) MRA写(第3号証)
- (4) ミエログラフィー写(第4号証)

##### 2 監督署長の提出した資料

- (1) ●補償給付支給請求書写(第5号証)
- (2) 同上裏面の診断書(平成3年12月9日付●病院脳神経外科医師●  
●作成)写(第6号証)
- (3) ●補償給付支給請求書写(第7号証)
- (4) 同上裏面の診断書(平成3年11月14日付●病院耳鼻咽喉科医師●  
●作成)写(第8号証)
- (5) ●補償給付支給請求書写(第9号証)
- (6) 同上裏面の診断書(平成4年4月9日付●病院医師●  
●作成)写(第10号証)
- (7) ●補償給付支給請求書写(第11号証)
- (8) 同上裏面の診断書(平成3年12月5日付●病院医師●作成)  
写(第12号証)
- (9) 特別給与(賞与)支払額証明書写(第13号証)
- (10) 保険給付実地調査復命書(平成6年3月14日労働事務官大高敏雄作成)写

(第14号証)

- (11) 受診連絡票写 (第15号証)
- (12) 身体障害者等級認定に関する意見書 (平成5年8月12日付 [ ] 病院医師 [ ] 作成) 写 (第16号証)
- (13) 同上 (平成5年7月14日付同上病院医師 [ ] 作成) 写 (第17号証)
- (14) 同上 (平成5年8月9日付同上病院医師 [ ] 作成) 写 (第18号証)
- (15) 同上 (平成3年2月21日付同上人作成) 写 (第19号証)
- (16) 同上 (平成3年3月22日付同上人作成) 写 (第20号証)
- (17) 同上 (平成5年11月4日付 [ ] 病院医師 [ ] 作成) 写 (第21号証)
- (18) 同上 (平成5年7月22日付同上病院医師 [ ] 作成) 写 (第22号証)
- (19) 同上 (平成6年1月20日付東京労働基準局地方労災医員遠藤実作成) 写 (第23号証)
- (20) 就労状況報告書 (平成6年1月28日付 [ ] 名) 写 (第24号証)
- (21) 保険給付実地調査復命書 (平成3年3月29日労働事務官村上久恵作成) 写 (第25号証)
- (22) 同上 (平成4年4月22日労働事務官田中健一作成) 写 (第26号証)
- (23) 昭和61年下期作業員賞与支給表写 (第27号証)
- (24) 戸籍抄本写 (第28号証)
- (25) 住民票写 (第29号証)
- (26) 検索出力帳票等写 (第30号証)
- (27) 書簡 (請求人作成) 写 (第31号証)
- (28) 診療報酬明細書 ( [ ] 病院分) 写 (第32号証)
- (29) 眼底検査実施理由書 (同上病院 [ ] 医長 [ ] 作成) 写 (第33号証)
- (30) 診療報酬明細書 ( [ ] 病院分) 写 (第34号証)
- (31) 同上 ( [ ] 病院分) 写 (第35号証)

### 3 審査官の提出した資料

- (1) 決定書写 (第36号証)
- (2) 労働保険審査請求書写 (第37号証)

- (3) 支給決定通知書写 (第 3 8 号証)
- (4) 健康管理手帳写 (第 3 9 号証)
- (5) 請求人からの聴取書 (平成 6 年 8 月 1 日労災保険審査専門調査員京極忠彦作成) 写 (第 4 0 号証)
- (6) 鑑定書 (平成 7 年 7 月 3 1 日付 [redacted] 病院医師 [redacted] 作成) 写 (第 4 1 号証)

#### 4 当審査会の収集した資料

- (1) エックス線写真 ([redacted] 病院撮影) 1 0 葉 (第 4 2 号証)
- (2) M R I (同上病院撮影) 5 葉 (第 4 3 号証)
- (3) M R I ([redacted] 病院撮影) 5 葉 (第 4 4 号証)
- (4) 審理のための調査の依頼について回答書 (平成 1 0 年 7 月 2 9 日三田労働基準監督署長作成) 写 (第 4 5 号証)
- (5) 同上添付の療養給付たる療養の給付請求書写 (第 4 6 号証)
- (6) 同、復命書 (平成 8 年 3 月 2 2 日労働事務官苗村治久作成) 写 (第 4 7 号証)
- (7) 同、休業給付支給請求書及び平均賃金算定内訳書写 (第 4 8 号証)
- (8) 同、第三者行為災害届写 (第 4 9 号証)
- (9) 同、意見書 (平成 2 年 1 1 月 1 4 日付 [redacted] 病院医師 [redacted] 作成) 写 (第 5 0 号証)
- (10) 同、同上人との面接結果書 (平成 3 年 3 月 2 2 日付) 写 (第 5 1 号証)
- (11) 同、意見書 (平成 3 年 3 月 6 日付 [redacted] 病院医師 [redacted] 作成) 写 (第 5 2 号証)
- (12) 同、同上人との面談結果書 (平成 3 年 3 月 2 2 日付) 写 (第 5 3 号証)
- (13) 審理のための調査の依頼について回答書 (平成 1 1 年 3 月 1 9 日三田労働基準監督署長作成) 写 (第 5 4 号証)
- (14) 同上添付の年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (平成 6 年 1 0 月 2 8 日付請求人作成) 写 (第 5 5 号証)
- (15) 同、障害の状態に関する診断書 (平成 6 年 1 0 月 3 日付 [redacted] 病院医師 [redacted] 作成) 写 (第 5 6 号証)
- (16) 同、年金たる保険給付の受給権者の定期報告書 (平成 7 年 1 0 月 2 7 日三田労働基準監督署受付請求人作成) 写 (第 5 7 号証)

- (17) 同、障害の状態に関する診断書（平成7年10月11日付[redacted]病院  
医師[redacted]作成）写（第58号証）
- (18) 同、年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（平成8年10月31日付請  
求人作成）写（第59号証）
- (19) 同、障害の状態に関する診断書（平成8年10月25日付[redacted]  
病院[redacted]医師[redacted]作成）写（第60号証）
- (20) 同、年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（平成9年10月28日付請  
求人作成）写（第61号証）
- (21) 同、診断書（平成9年10月9日付[redacted]病院医師[redacted]作成）写  
（第62号証）
- (22) 同、障害の状態に関する診断書（平成9年10月6日付[redacted]病院医師[redacted]  
[redacted]作成）写（第63号証）
- (23) 入院証明書（平成9年6月2日付同上病院医師[redacted]作成）写（第64  
号証）
- (24) 同、入院診療計画書（平成9年4月30日付同上病院医師[redacted]作成）写  
（第65号証）
- (25) 同、薬歴カード写（第66号証）
- (26) 同、国民年金・厚生年金保険診断書（平成9年9月29日付[redacted]病院医師  
[redacted]作成）写（第67号証）
- (27) 同、障害補償給付変更請求書写（第68号証）
- (28) 同、診断書（平成10年2月27日付[redacted]医師[redacted]  
[redacted]作成）写（第69号証）
- (29) 同、「三田監督署」と題する文書（平成10年3月14日付同上人作成）写  
（第70号証）
- (30) 同、年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（平成11年2月12日付請  
求人作成）写（第71号証）
- (31) 同、障害の状態に関する診断書（平成10年10月23日付[redacted]病院医師  
[redacted]作成）写（第72号証）
- (32) 同、国民年金・厚生年金保険年金証書写（第73号証）
- (33) 同、国民年金・厚生年金保険年金改定通知書写（第74号証）
- (34) 同、報告書（平成11年2月16日付[redacted]作成）写（第75号



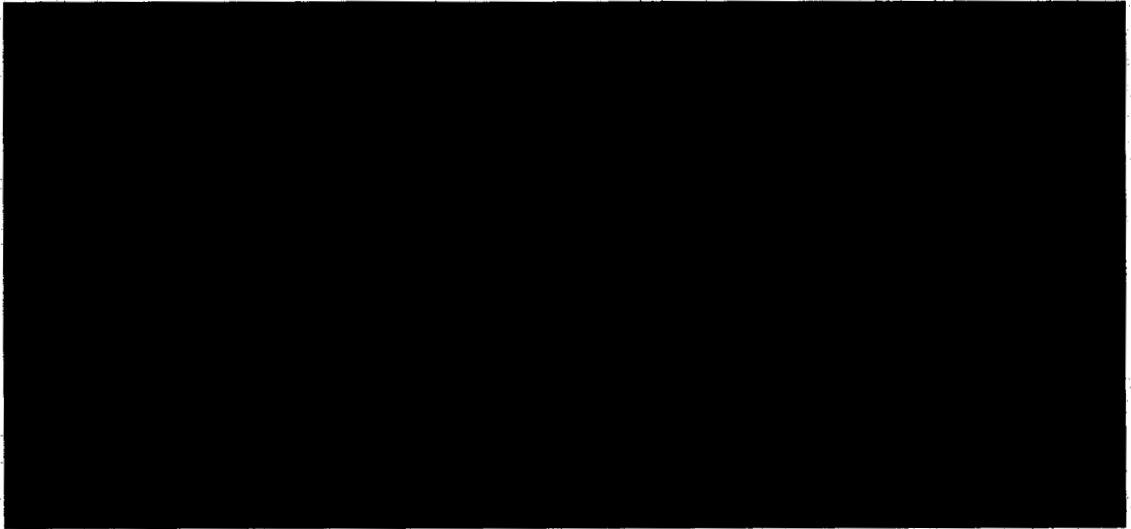






」

さらに、請求人は、平成 年 月 日に開催された当審査会の公開審理の席上において、 の症状を訴え、また、審査官から受診命令を受けたにもかかわらず、入院途中で し、 病院医師の鑑定を受けなかった理由について、要旨、次のとおり述べている。

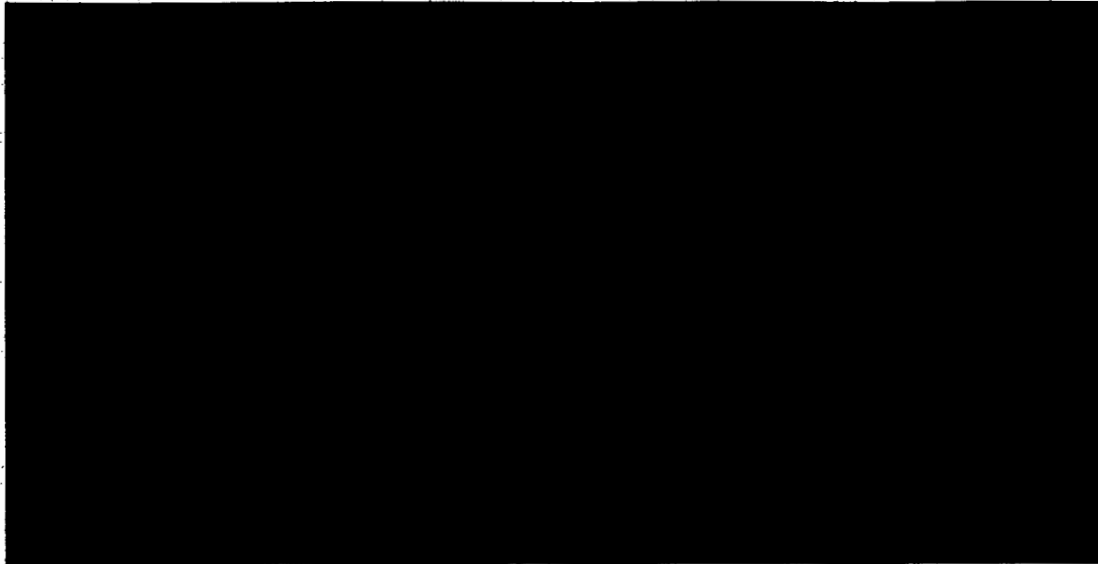


(3) 請求人の障害の状態を医証によってみると、次のとおりである。

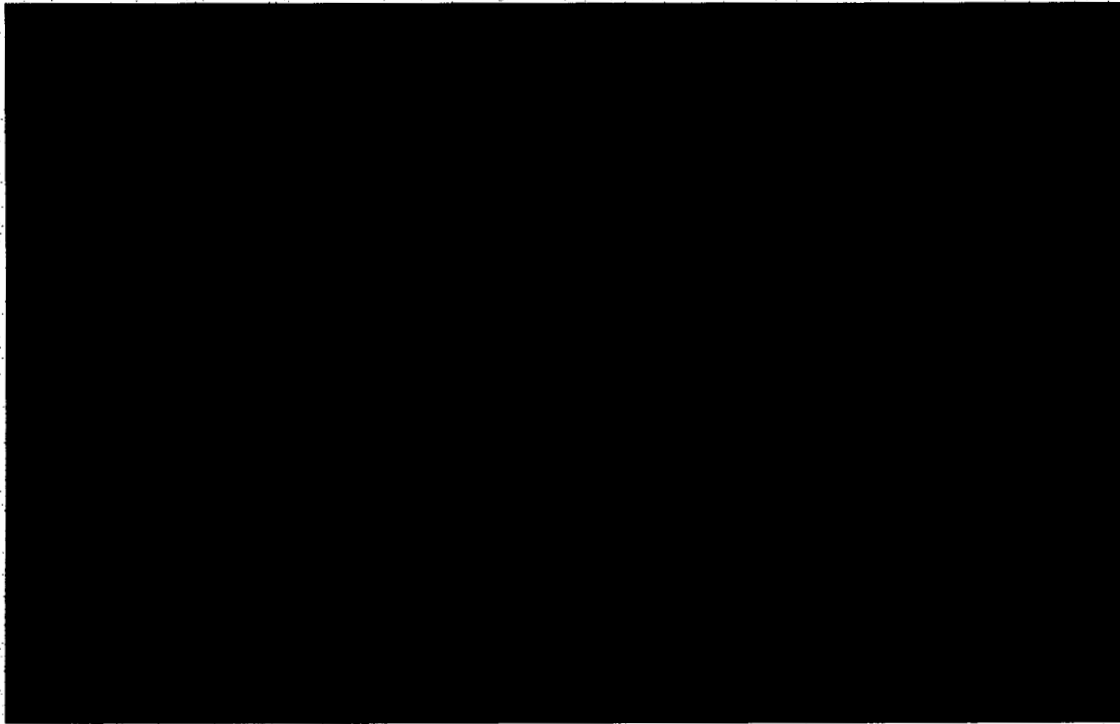
イ 障害補償給付支給請求書裏面の各診療科医師による診断書には、要旨、次のとおり記載されている。

(イ) 病院脳神経外科 医師の平成 3 年 1 2 月 9 日付け診断書  
(第 6 号証)



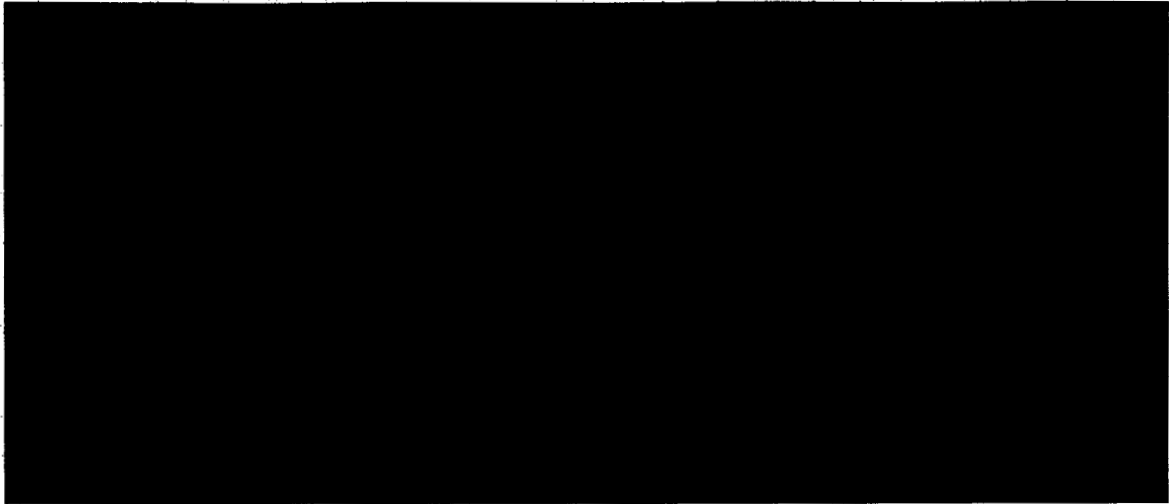


(ロ) ■■■■■病院耳鼻咽喉科■■■■■医師の平成3年11月14日付け診断書 (第8号証)

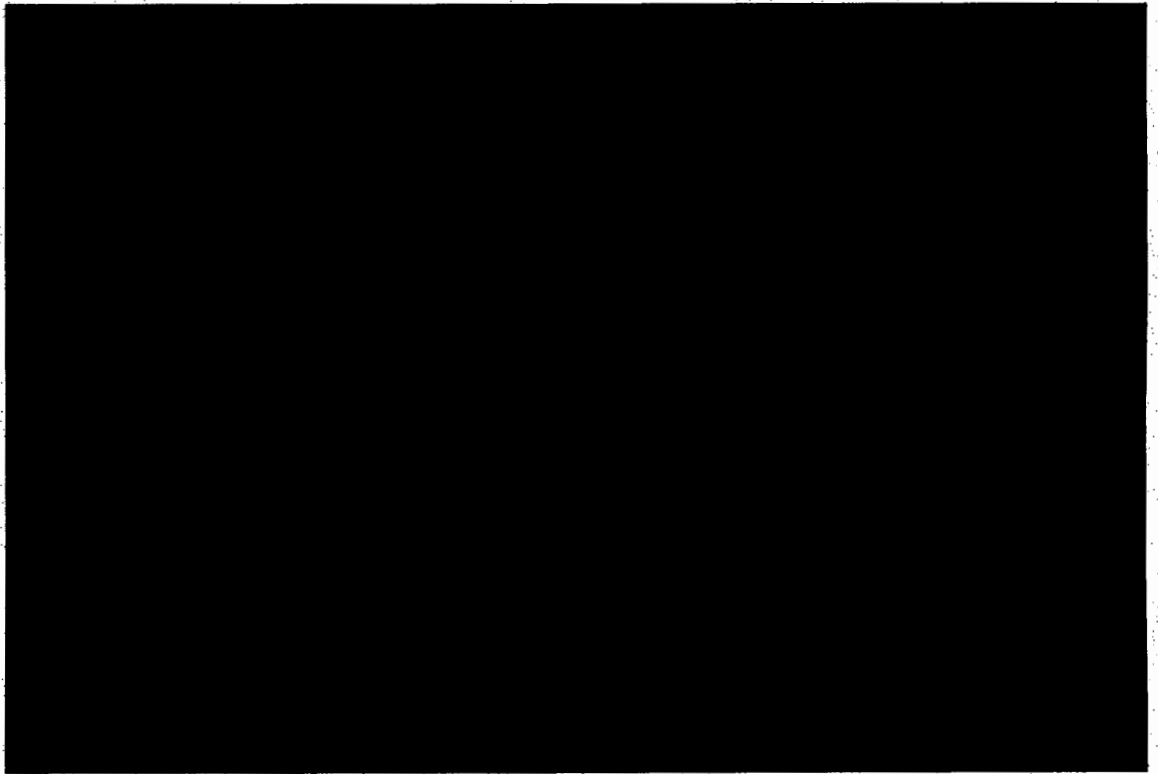


(ハ) ■■■■■病院耳鼻咽喉科■■■■■医師の平成4年4月9日付け診断書 (第10号証)



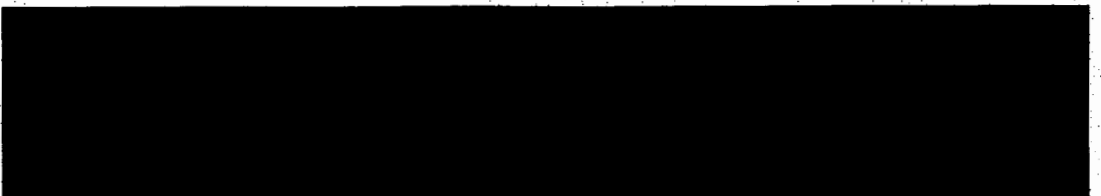


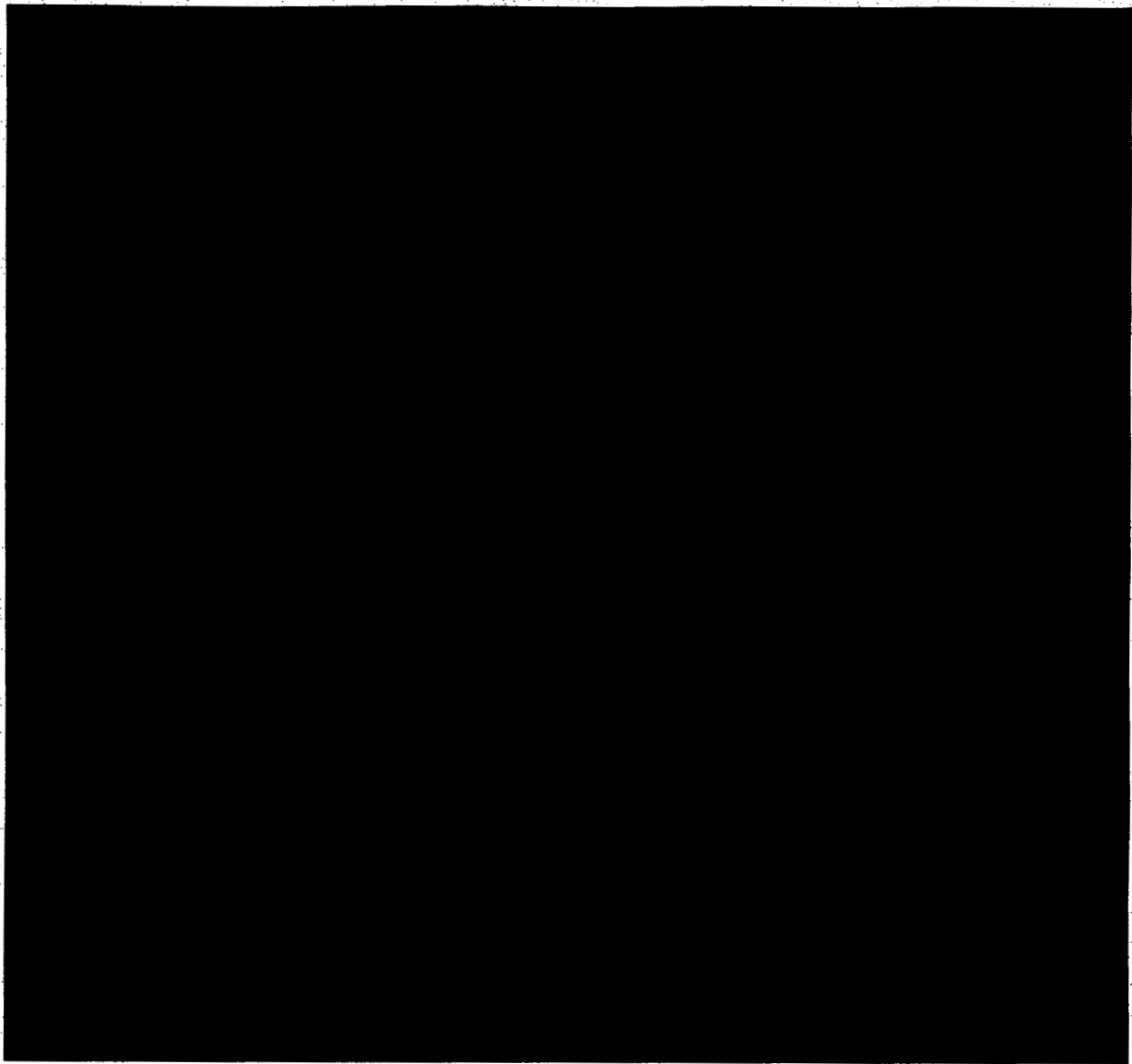
- (二) ■■■■■ 病院整形外科 ■■■■■ 医師の平成 3 年 1 2 月 5 日付け診断書  
(第 1 2 号証)



- ロ 監督署長の依頼に応じ、請求人を対診したうえで提出した ■■■■■ 病院の  
各診療科の医師による身体障害者等認定に関する意見書（以下「意見書」と  
いう。）には、要旨、次のとおり記載されている。

- (イ) 脳神経外科 ■■■■■ 医師の平成 5 年 8 月 1 2 日付け意見書（第 1 6 号  
証）

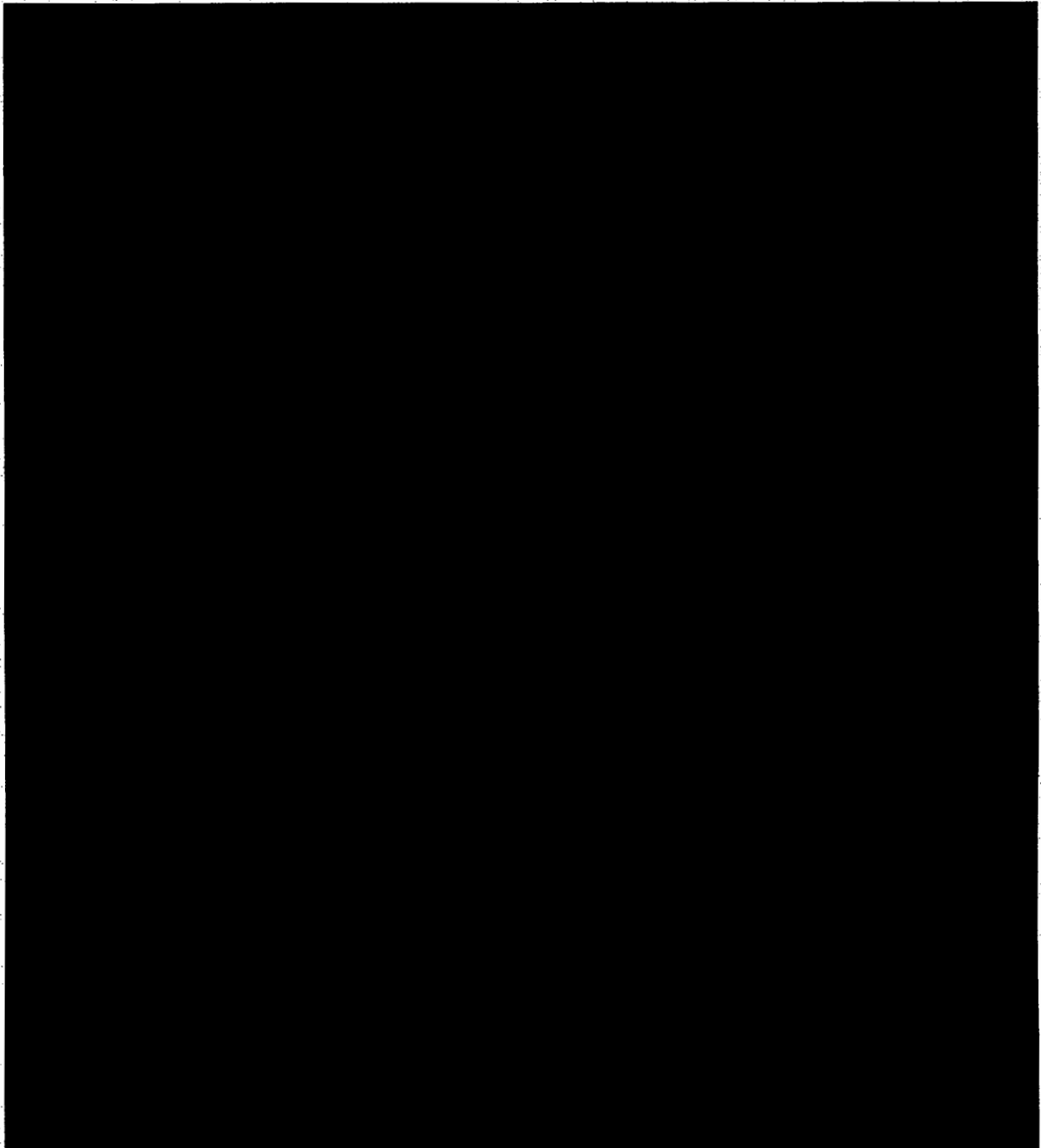




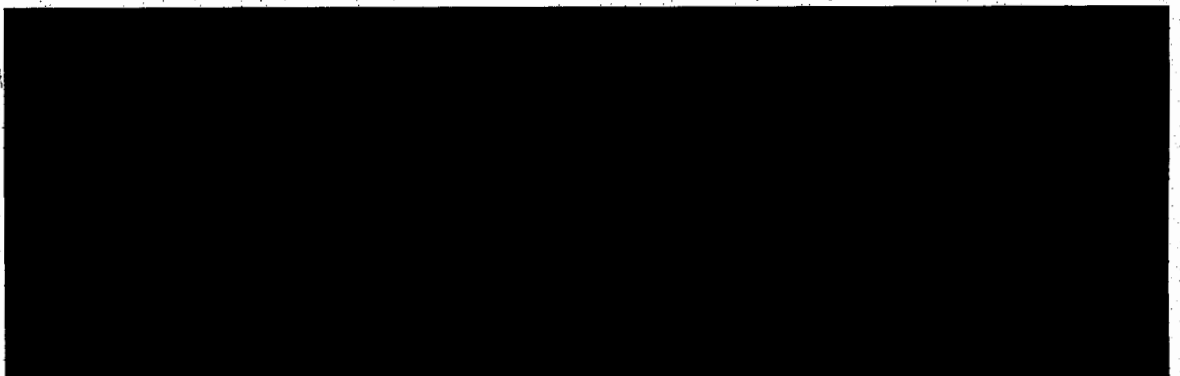
(ロ) 眼科 [redacted] 医師の平成5年7月14日付け意見書 (第17号証)

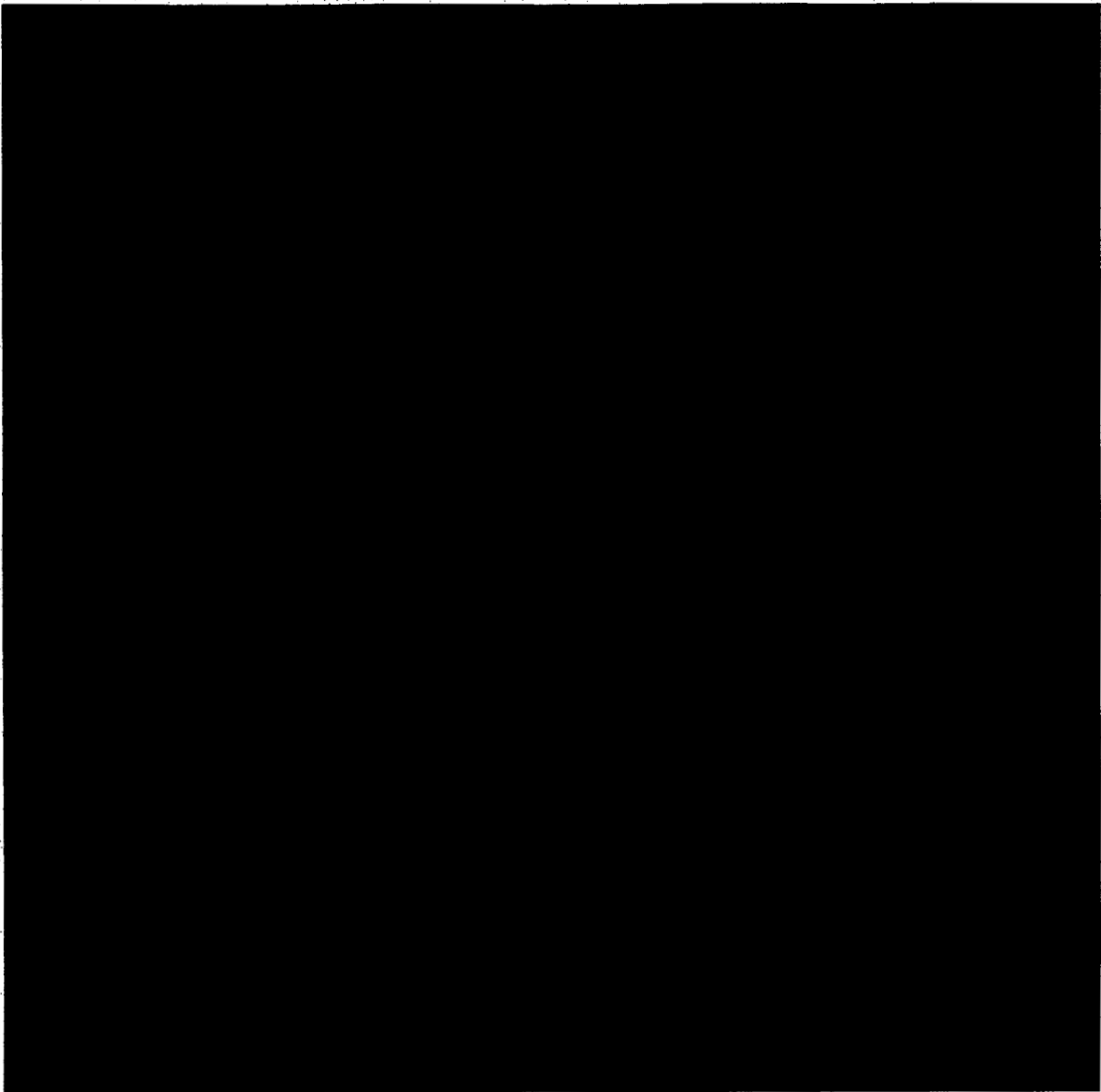



(イ) 耳鼻咽喉科 [REDACTED] 医師の平成5年8月9日付け意見書 (第18号証)

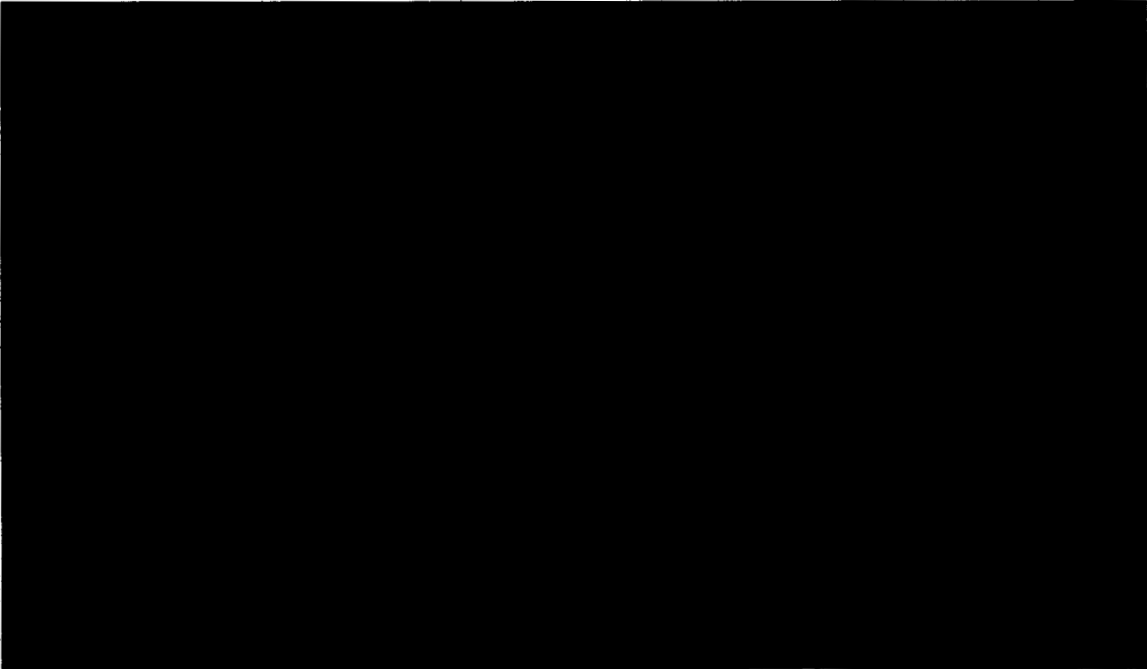


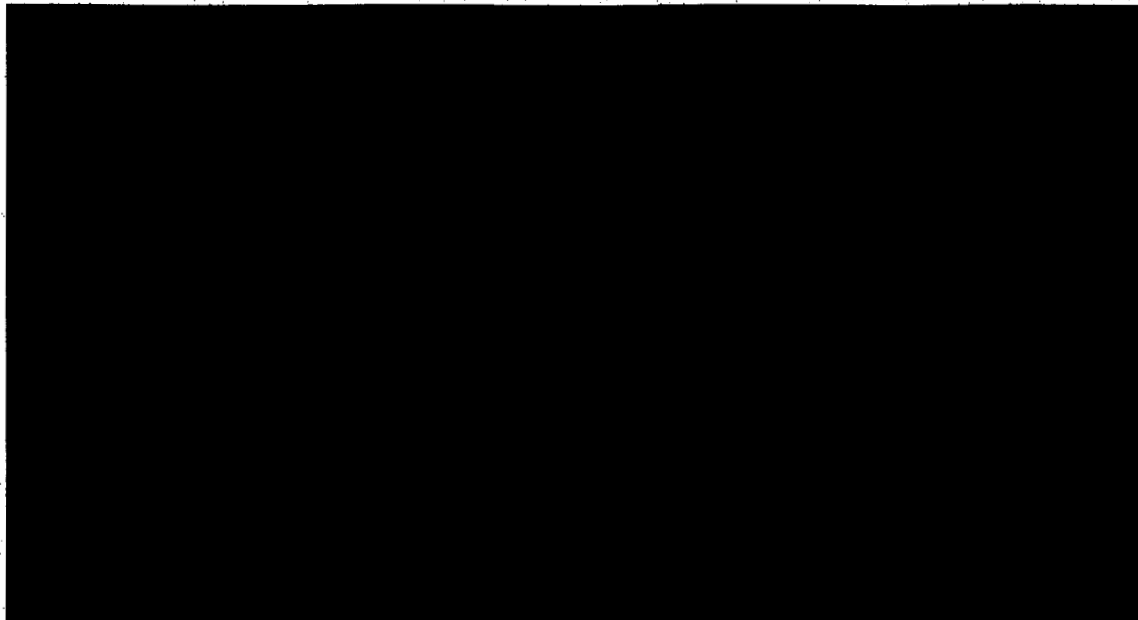
(ニ) 神経科 [REDACTED] 医師の平成5年11月4日付け意見書 (第21号証)



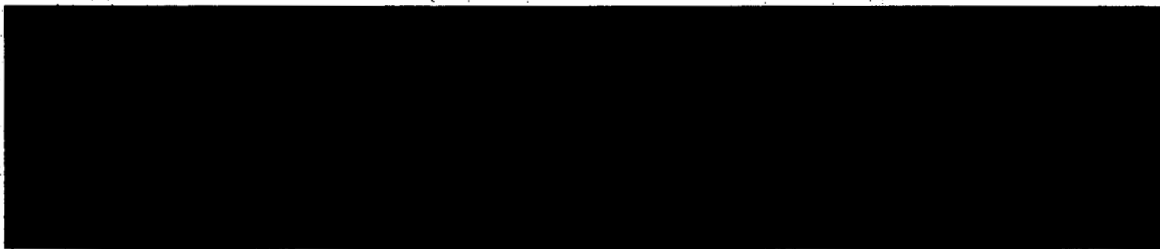




(ホ) 整形外科  医師の平成5年7月22日付け意見書 (第22号証)

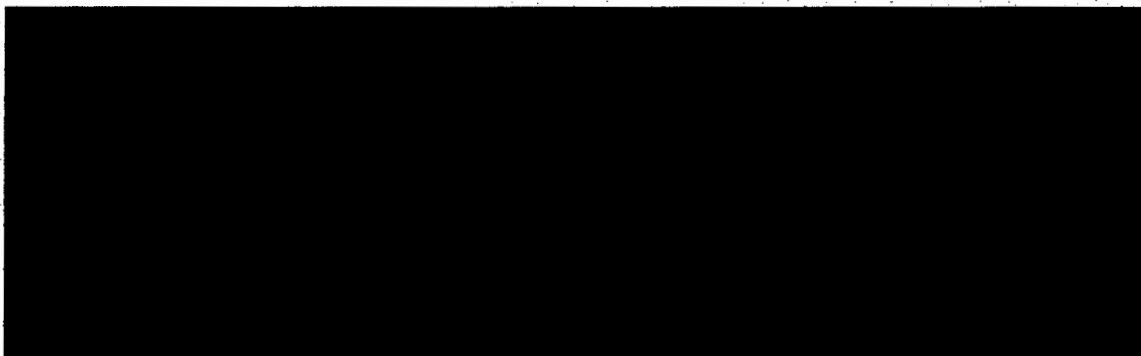









ハ 東京労働基準局地方労災医員遠藤実医師は、監督署長の依頼に応じて提出した平成6年1月20日付け意見書（第23号証）において、要旨、次のとおり記述している。



なお、病院医師は、審査官から請求人を診断のうえ、残存する障害の程度について鑑定を依頼されたことに関し、平成7年7月31日付け意見書（第41号証）において、要旨、次のとおり記述している。

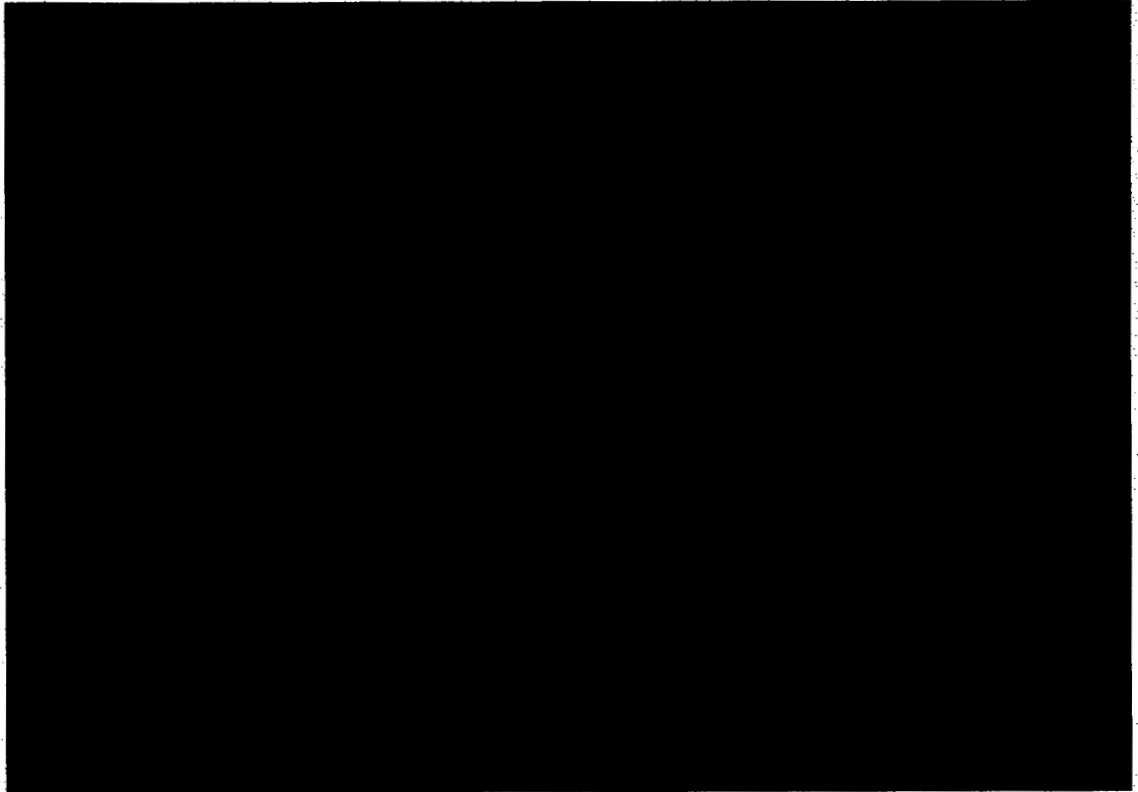


(4) 請求人の症状の経過等を治癒（平成年月日）前に作成された医証等によってみると、次のとおりである。

イ 病院耳鼻咽喉科医師は、監督署長の依頼に応じて提出した意見書において、要旨、次のとおり記述している。

(イ) 平成2年11月14日付け身体障害者等級認定に関する意見書（第50

号証)



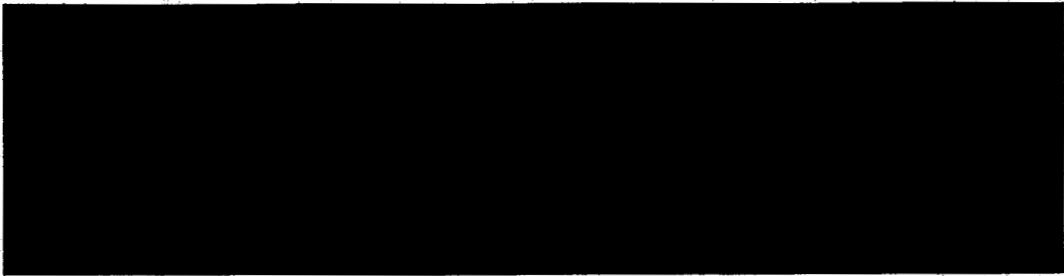
(口) 平成3年2月21日付け意見書(第19号証)



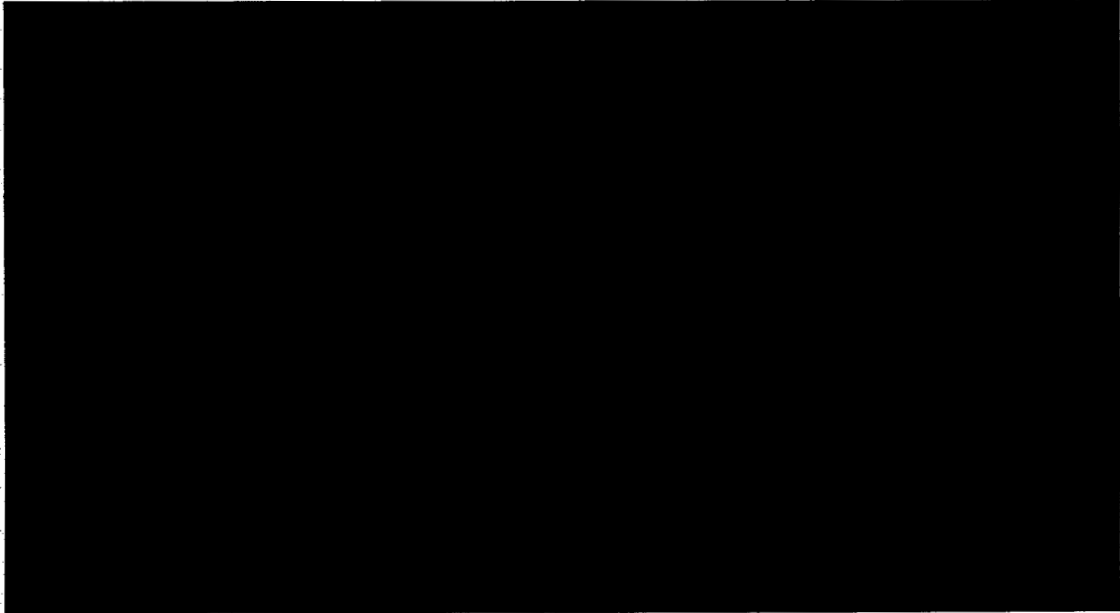
(ハ) 平成3年3月22日付け意見書(第20号証)







(二) 同医師は、平成3年3月22日三田労働基準監督署（以下「監督署」という。）職員との面談において、要旨、次のとおり述べている（第51号証）。




ロ ■■■■■病院脳神経外科■■■■■医師は、監督署長の依頼に応じて提出した平成3年3月6日付け意見書（第52号証）において、要旨、次のとおり記述している。





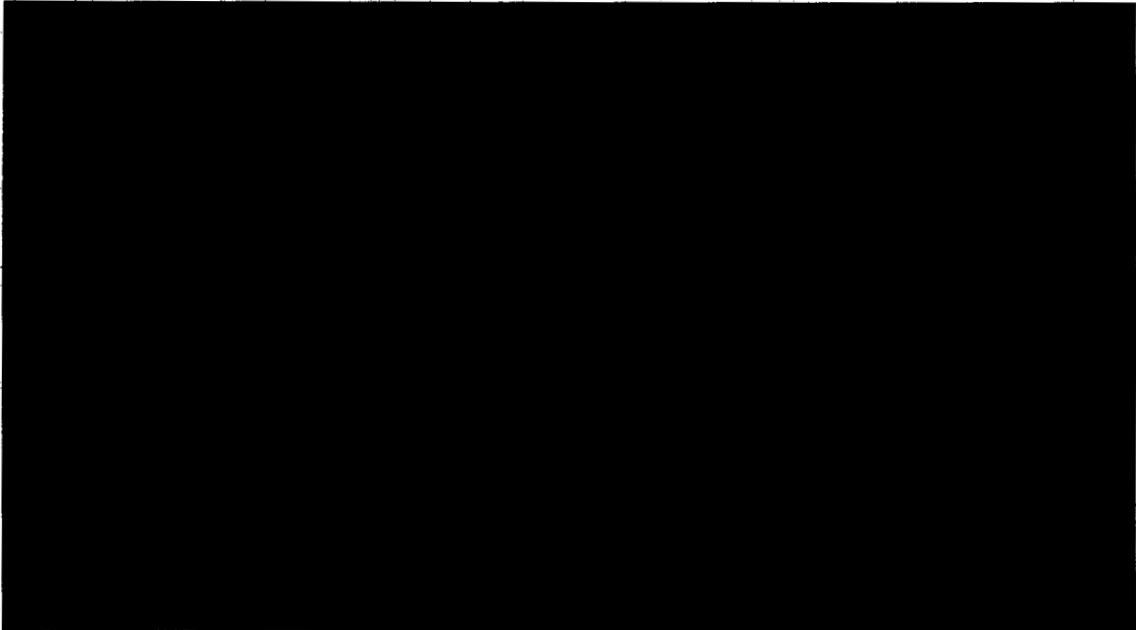
また、同医師は、平成3年3月22日監督署職員が面談した際、要旨、次のとおり述べている（第53号証）。





(5) 請求人が、年度ごとに監督署長に提出した「年金たる保険給付受給者の定期報告」添付の「障害に関する診断書」には、要旨、次のとおり記載されている。

イ  病院  医師の平成6年10月3日付け診断書（第56号証）

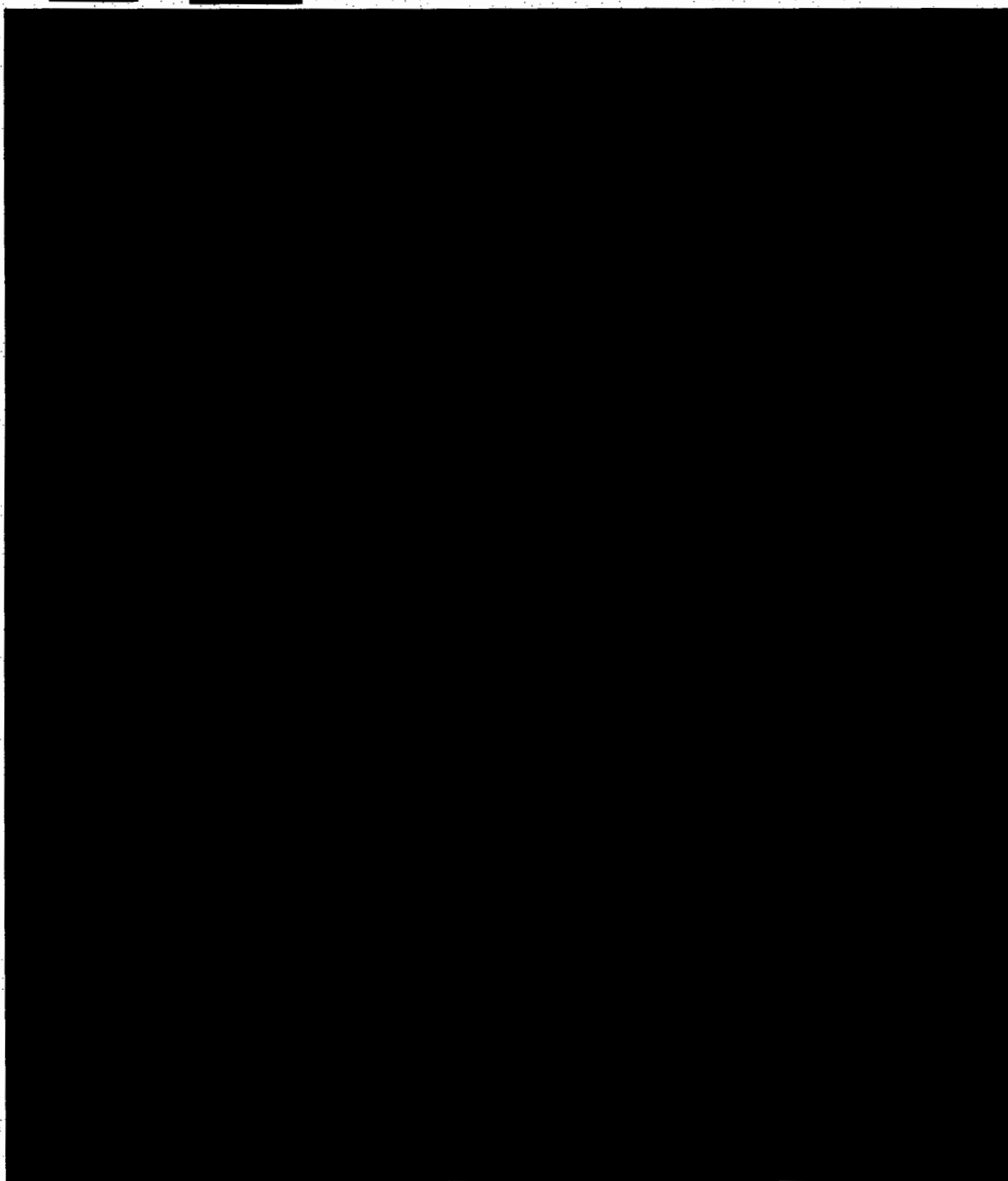


ロ 同医師の平成7年10月11日付け診断書（第58号証）には、上記イと全く同一の内容が記載されている。

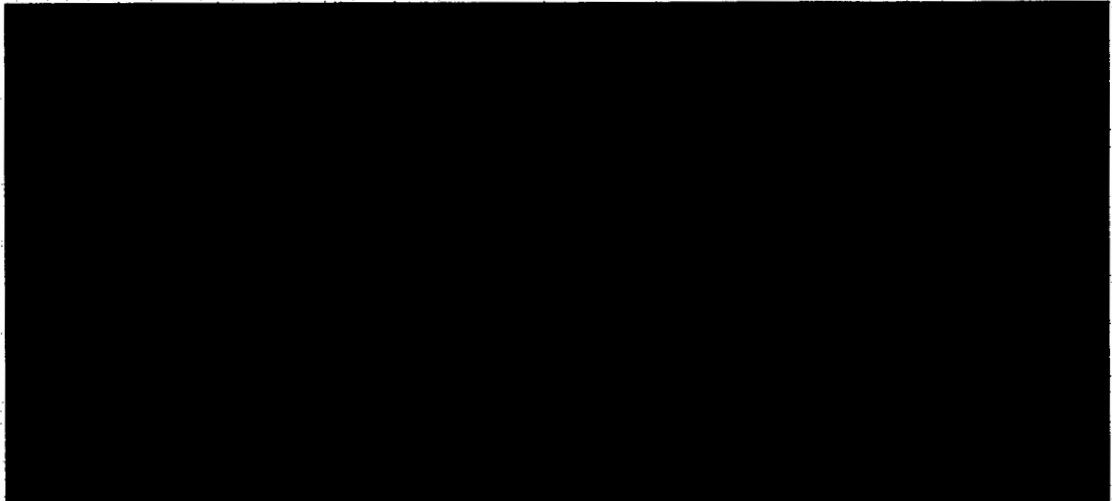
ハ [redacted] 病院 [redacted] 医師の平成8年10月25日  
付け診断書(第60号証)



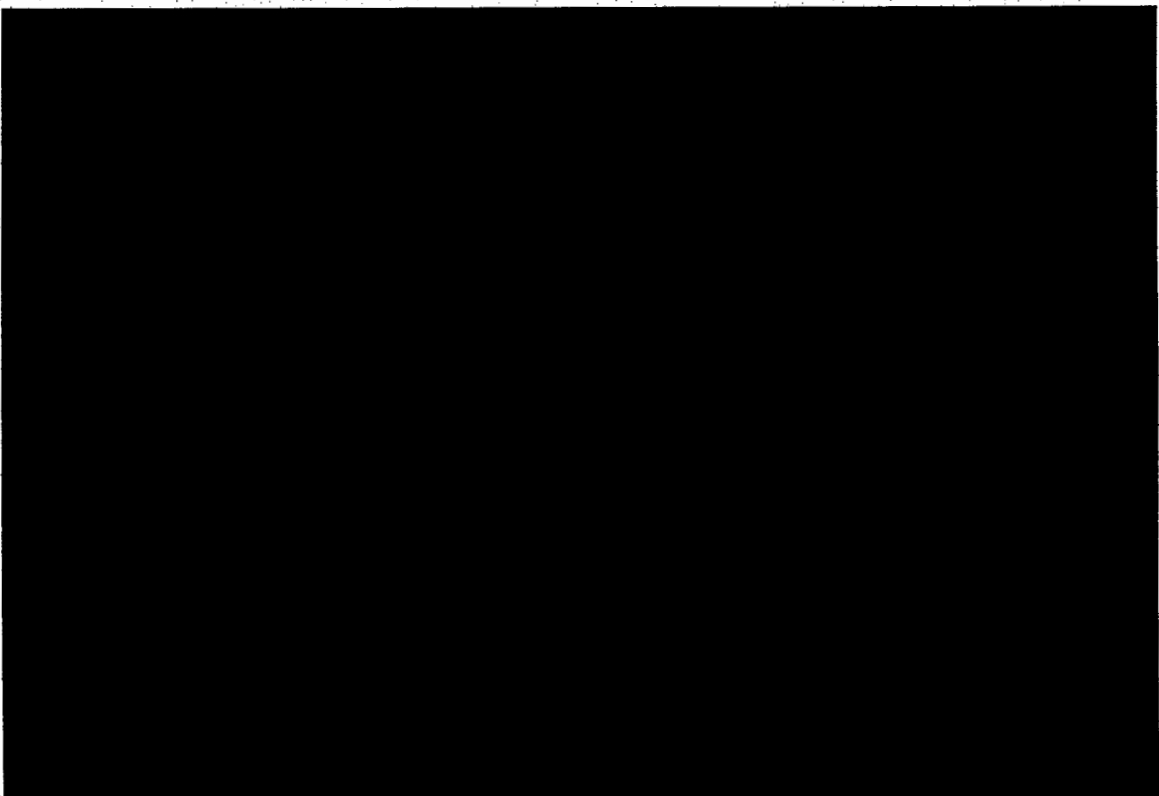
ニ [redacted] 病院 [redacted] 医師の平成9年10月6日付け診断書(第63号証)



ホ 同上医師の平成10年10月23日付け診断書(第72号証)

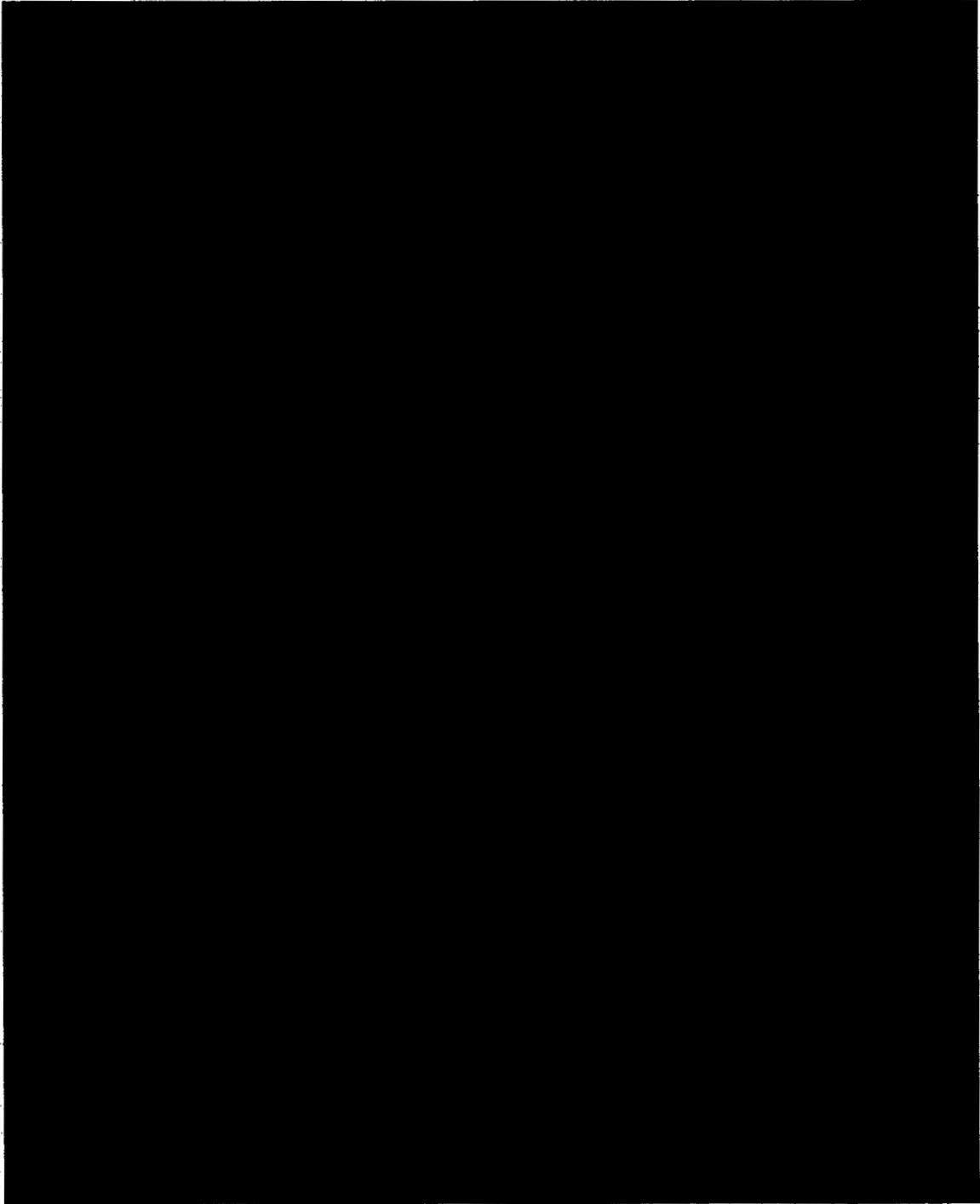


- (6) 請求人は、平成●年●月●日●のため自宅から●駅に  
自転車で向う途中、交通事故により●●を負傷し、●  
●で●として治療を受けていたものであるが、請求人が●  
●との趣旨で●(以下「●  
●」という。)●医師のもとに持参し、同医師が作成した障害補償給付・  
障害給付変更請求書裏面の平成10年2月27日付け診断書(第69号証)に  
は、要旨、次のとおり記載されている。(ただし、この変更申請書は、●  
●同医師から直接監督署長に提出され  
たものである。)





なお、同医師は、診断時の疑問点について、要旨、次のとおり記載した文書を上記の診断書に添付している。



[REDACTED]

(7) 会社提出資料（第24号証及び第75号証）等によると、会社の勤務時間は●時から●時までの実労働7時間が所定労働時間で、●時から●時までが1時間の時間外労働とされていたが、請求人は、平成●年●月から資材・道具整理等の軽作業に復帰し、[REDACTED]こととされていた。

請求人の治癒（平成●年●月●日）の前月（●月）から[REDACTED]発生日（平成●年●月●日）の前月までの間における勤務状況及び賃金額等について、同僚との比較をみると、おおむね、次のとおりである。

イ 請求人と同僚との勤務日数・勤務時間の比較

[REDACTED]

ロ 請求人と同僚との賃金の上昇比較（1日7時間の基本日額）

[REDACTED]

なお、請求人の平成●年●月●日付け休業給付支給請求書別紙の平均賃

金算定内訳（第48号証）によると、発生前3か月間の賃金の総計（月額）は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで〇円、〇月〇日から〇月〇日まで〇円、〇月〇日から〇月〇日まで〇円で、平均賃金（日額）は〇円となっている。

2 以上みたところにより本件について判断するに、次のとおりである。

- (1) 請求人が本件負傷後に診断された「〇〇」及び「〇〇」の傷病の治癒後に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医証からみて、①〇〇及び〇〇の障害、②〇〇及び〇〇の障害による〇〇であると認められる。

なお、請求人は、本件負傷以前の昭和〇年〇月〇日、「〇〇」の〇〇があり、通院治療を続けながら就労し、〇〇に本件負傷を負ったものであるが、この負傷による障害部位と本件負傷による障害部位が一部重複することから、残存する障害の状態についてもいずれの負傷による障害であるかを区別することが困難であり、〇〇病院〇〇医師も「〇〇」としているところである。しかしながら、昭和〇年〇月〇日の負傷による傷病の経過は順調であり、現場作業に復帰したとされていることから、これら二つの負傷による後遺症の症状を区別せず、本件負傷による傷病の治癒後に残存する障害として以下において検討する。

- (2) 請求人は、前記1の(2)でみた自訴及び同(3)イ、ロの医証でみたような多岐、多様にわたる自覚症状を訴えているが、これらのうち、〇〇、〇〇、〇〇などの不定愁訴を別にとすると、上記①の〇〇の障害に関係すると考えられる主要な症状は、a、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇などの〇〇、〇〇及び〇〇に関するもの、b、〇〇、〇〇と〇〇の症状であると認められる。

イ まず、上記aの〇〇、〇〇及び〇〇に関する医証をみると、〇〇病院耳鼻科〇〇医師は、

」とし、本件負傷との因果関係については、「

」とし、  
病院耳鼻科 医師は、「

」としている。また、  
病院 医師は、請求人の 受給後の平成6年10月3日及び平成7年10月11日付け診断書において、「

」と所見している。

次に、上記bの複視について、病院眼科 医師は、「

」と  
所見している。

一方、病院脳神経外科 医師は、「

」としている。また、病院 医師

は、平成9年10月6日及び平成10年10月23日付け診断書において、「

」とし、 医師は、平成10年2月27日付け診断書において、「

」と所見している。

以上でみたように、上記のa及びbの障害に関して診断した各診療科の医



師は、それぞれ異なる見解を示していることが認められるが、  
院 医師は、「  
」と所見している。

上記の医証に基づいて総合判断すると、請求人には、本件負傷後の平成  
年 月 日から他覚的に、  
及び  
の残存することが認められる。これらの障害については、MRI画像において客観的な器質的病変は明らかでなく、障害部位を特定することはできないことからすると、本件負傷による  
後の  
の機能性の障害として残存しているものと認めるのが相当である。

また、  
について、  
医師は、  
としているものの、6つの  
の有無、あるいは  
があるとしてもそれが  
ではなく、  
の障害であるとする医学的根拠を示していないことから、本件の  
との関連性は明らかではないが、本件負傷との関連性を否定する根拠も得られていないことから、疑義は残るものの、本件負傷による  
の障害であると認められる。

なお、  
病院 医師は、平成8年10月25日付け診断書において、「

」としているが、  
については片側の異常としていること、  
医師は、  
及び  
としていること、また、  
及び  
の所見については、それらの異常所見の程度及び病的意義について記載されておらず、本件負傷との関連性が必ずしも明らかにされていないことなどから、本件の判断において、  
医師の所見を採用することはできない。

ロ 次に、請求人は、上記cの  
の症状を訴え、当審査会の公開審理の席上において、  
は  
によるものであり、請求人が提出したMRIなどの画像のコピーにも  
と思われるものが明らかに写っており、また、  
と主張している。

医証をみると、[redacted] 医師は、「[redacted]  
[redacted]  
[redacted]とし、[redacted] 医師は、「[redacted]  
[redacted]とし、[redacted] 医師  
は、平成10年2月27日付け診断書に添付した書面において、「[redacted]  
[redacted]  
[redacted]と記述し  
ている。

請求人は、当審査会の公開審理において、[redacted]  
[redacted]の状態入室し、外見上現在の症  
状の主たるものは[redacted]のよう  
に見受けられたが、当審査会委員との応  
答の際には、上記の[redacted]あるいは[redacted]の症状は消失することが認め  
られた。

以上の[redacted] 医師、[redacted] 医師、[redacted] 医師の所見及び当審査会の公開審理の席  
上における請求人の身体状況から判断すると、請求人が訴える[redacted]  
[redacted]、あるいは[redacted]の症状は、請求人の作為的ないし意  
図的なものとの疑いを払拭できず、意図的な[redacted]と判断せざるをえない。ま  
た、頭部MRIを含めた画像所見に異常はなく、請求人が主張する[redacted]  
[redacted]とは異なるものであることは明らかである。

ハ 請求人の訴える症状には、上記口でみたように、作為的と覚しき意図的な  
[redacted]が含まれるものであるが、[redacted] 医師は、「[redacted]  
[redacted]とし、[redacted] 医師は、「[redacted]  
[redacted]とし  
ている。一方、[redacted] 病院神経科 [redacted] 医師は、「[redacted]  
[redacted]  
[redacted]と所見し、また、[redacted] 医師  
は、「[redacted]  
[redacted]と所見している。

以上のことからすると、請求人の症状には、本件負傷後に生じた[ ]による[ ]に意図的な[ ]及び[ ]などが加わり、[ ]などの複雑な[ ]を呈するようになったものと判断される。

ニ 次に、請求人は、障害の程度について、[ ]と主張するので、治癒後における請求人の就労状況等についてみる。

請求人は、昭和[ ]年[ ]月[ ]日負傷時には船内作業員として就労していたが、治癒前の平成[ ]年[ ]月から職場復帰し、資材・道具整理等の軽作業に従事していた。その就労状況について、同じ業務に従事していた同僚と比較してみると、前記1の(7)でみたとおり、平成[ ]年（[ ]月～[ ]月）、平成[ ]年、平成[ ]年においては、勤務日数は同僚と[ ]であるが、勤務時間については、[ ]こともあって、平成[ ]年[ ]～[ ]月には同僚より[ ]時間[ ]時間で同僚の[ ]%、平成[ ]年には同僚より[ ]時間[ ]時間で同僚の[ ]%、平成[ ]年には同僚より[ ]時間[ ]時間で同僚の[ ]%となっている。平成[ ]年[ ]月～[ ]月においては、勤務日数は[ ]日で同僚と[ ]であるが、勤務時間が[ ]ことが認められるが勤務時間[ ]の理由については不明である。なお、請求人は、平成[ ]年[ ]月[ ]日[ ]の交通事故により受傷し、[ ]以降は[ ]している。

また、請求人と同僚の賃金の基本額を比較してみても、[ ]は認められず、[ ]発生前3か月間の賃金総額から算定された平均賃金は[ ]円となっている。

以上のような請求人の[ ]後における業務内容、勤務日数、勤務時間並びに賃金額等を考慮すると、請求人は、平成[ ]年[ ]月[ ]日[ ]後、就労日数は同僚と[ ]で、同僚と[ ]の賃金を得ていたものであり、一般平均人をやや下回る程度の労働能力ではあるものの、相当程度の労働に従事していたものとみるのが相当であり、請求人の主張する程の顕著な労働能力の低下があったものとは認められない。

ホ 上記イ～ニを総合すると、請求人に残存する障害としては、客観的な他覚所見として、[ ]、[ ]及び[ ]と[ ]が認められ、[ ]

の [redacted] の障害によるものと認められる。その障害部位については、MRIなどの画像所見に異常がなく、器質的な障害部位を特定することはできない。また、請求人の訴える多彩な自覚症状は、これらの他覚所見に、精神神経科的な要因が複雑に関与して形成されていると考えられるものである。

残存する障害の程度については、[redacted] 医師は障害等級第 [redacted] 級、[redacted] 医師は同第 [redacted] 級、[redacted] 医師は同第 [redacted] 級とし、これら各診療科の意見に基づき、[redacted] 医師及び [redacted] 医師は同第 [redacted] 級に該当すると所見しているが、請求人の [redacted] の障害の状態を、その後の就労状況（請求人は [redacted] と主張している。）等を含めて総合的に判断すると、請求人に残存する障害の程度は、せいぜい「 [redacted] 」(障害等級第 [redacted] 級の [redacted] の [redacted]) 程度とみるのが相当である。

(3) 次に、上記②の [redacted] 及び [redacted] の [redacted] についてみると、請求人は、 [redacted] については [redacted] とし、 [redacted] から [redacted] については [redacted]、

[redacted] の症状を訴えている。

医証をみると、 [redacted] 病院整形外科 [redacted] 医師は、「 [redacted] 」としているが、特に、 [redacted] 検査の所見について、本件負傷との因果関係については記述していない。一方、 [redacted] 病院整形外科 [redacted] 医師は、「 [redacted] 」

[redacted] 」として、画像上 [redacted] は認められるものの、本件負傷による [redacted] は認めていない。

上記の医証からすると、請求人が訴える症状のうち、[ ]及び[ ]の[ ]障害に関する記述はなく、[ ]は認められるものの、筋力の測定などが行われていないことから、その原因は明らかでなく、[ ]のみを単独で評価することはできないものである。また、[ ]及び[ ]については、[ ]、あるいは[ ]とされ、ほとんど常時存在するものとは認められない。

以上から、請求人が訴える[ ]多彩な自覚症状は、仮にそのような症状があるとしても、エックス線写真及びMRI画像において変性変化が認められることを考慮すると、医学的に本件負傷との関連性は明らかでなく、障害等級に該当するような障害が残存するものとは認め難い。

(4) 上記(2)及び(3)を総合すると、本件負傷後請求人に残存する障害は、[ ]部外傷後の[ ]の障害であると認められ、その障害の程度は、せいぜい障害等級第[ ]級程度のものとみるのが相当である。

(5) 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第[ ]級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。

平成[ ]年[ ]月[ ]日

労働保険審査会

審査長 氣賀澤 克己

審査員 千葉 省三

審査員岡田潤は、退職のため署名押印することができない。

審査長 氣賀澤 克己

平成13年勞第41号

裁 決 書

再 審 査 請 求 人

[Redacted Name]  
[Redacted Address]

原 処 分 を し た 行 政 庁

島根県松江市東朝日町76

松 江 労 働 基 準 監 督 署 長

決 定 を し た 審 査 官

島根労働者災害補償保険審査官

野 々 村 共 弘



の は、 、 は、 で計 、 (健側)の は、 、 で計 となっており、 の は健側の の に制限されているが、 分の 以下に制限されていないので、障害等級には該当しないものと認め、② から にかけての については、これらの部位に常時残存する があるので、「 」(障害等級第 級の )に該当するものと認めたものである。

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第 級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

本件の審査資料は、別紙記載のとおりである。

#### 第6 事実の認定及び判断

1 上記第5の審査資料に基づき本件について検討すると、次のとおりである。

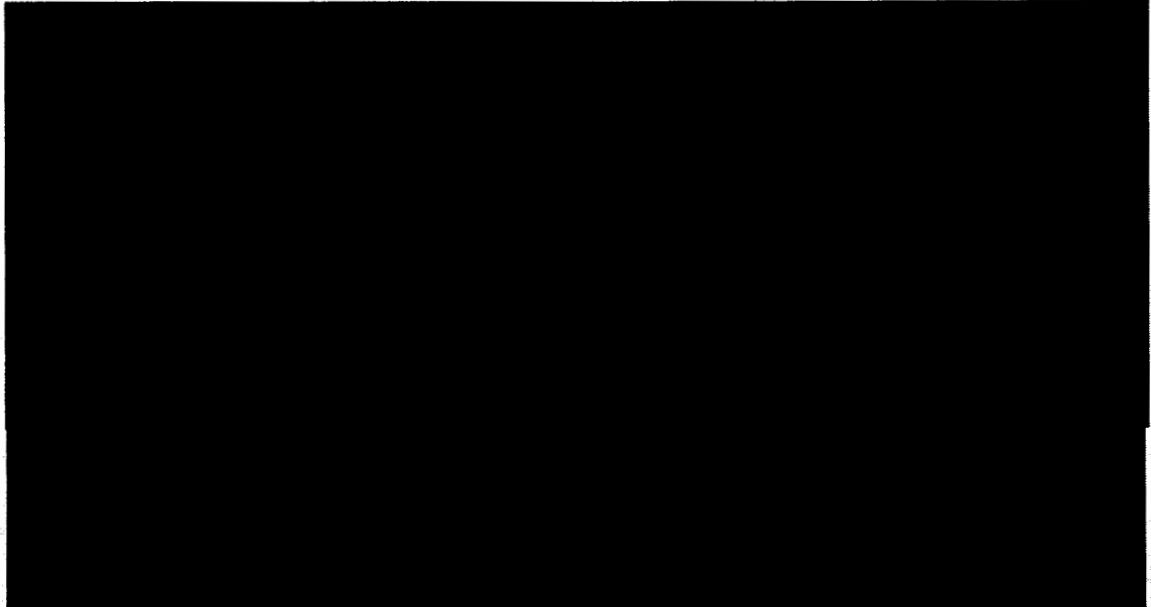
(1) 請求人は、平成 年 月 日から 所在の (以下「会社」という。)において組立工として勤務していたが、平成 年 月 日午前 時 分頃、原動機付自転車を運転して会社に出勤途上、 地点のカーブで見通しの悪い場所に差し掛かった際、前方に軽トラックを発見したため急ブレーキを掛けたところ、同自転車の前輪が雨で濡れた路面で横滑りして転倒し、負傷した(以下「本件災害」という。)。請求人は、同日、近くの 医院で応急手当(診察)を受けた後、 病院(以下「 病院」という。)に受診し、「 」(又は「 、 、 」) (以下「本件傷病」という。)の傷病名で入通院して加療し、平成 年 月 日 した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、 から にかけての であり、障害等級第 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服とするものであり、その理由として前記第2のとおり主張している。




(2) 請求人は、治癒後残存する障害の状態について、平成12年10月10日付け障害状態認定調査復命書（B第4号証）、同年12月12日付け聴取書（C第4号証）及び平成14年1月8日当審査会受付の書簡（A第1号証）において、要旨、次のとおり述べている。



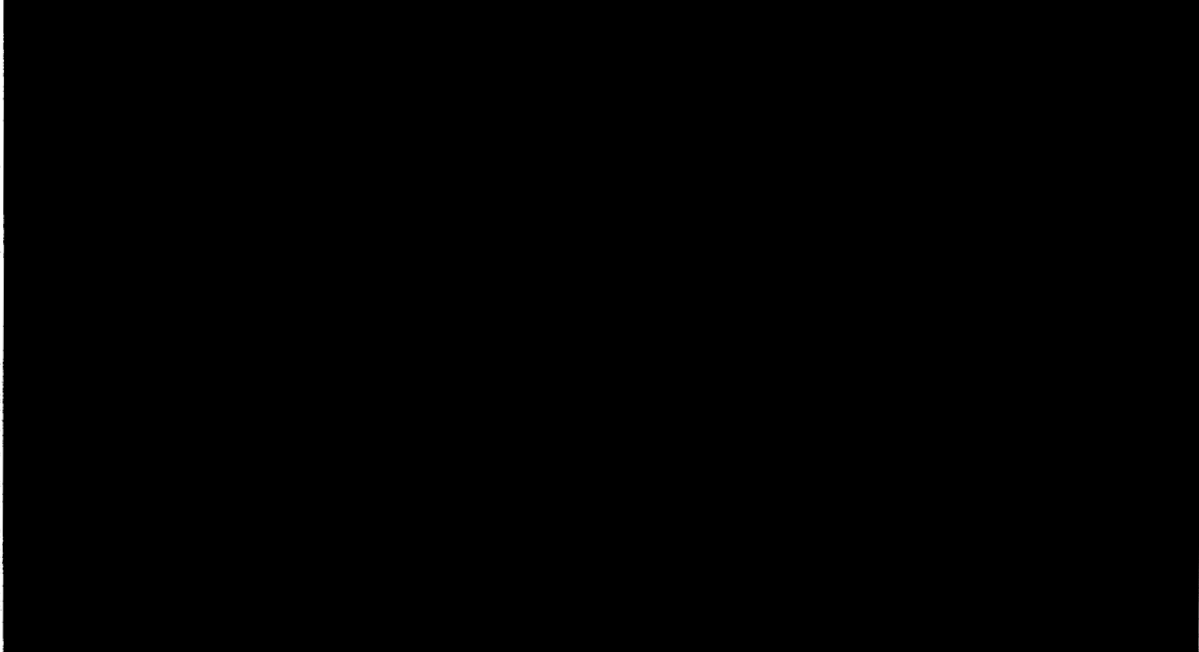
(3) 請求人の障害の状態及び程度を医証によってみると、次のとおりである。



イ ■■■■■病院■■■■■医師（以下「■■■■■医師」という。）は、障害給付支給請求書裏面の平成12年8月18日付け診断書（B第2号証）に、要旨、次のとおり記載している。



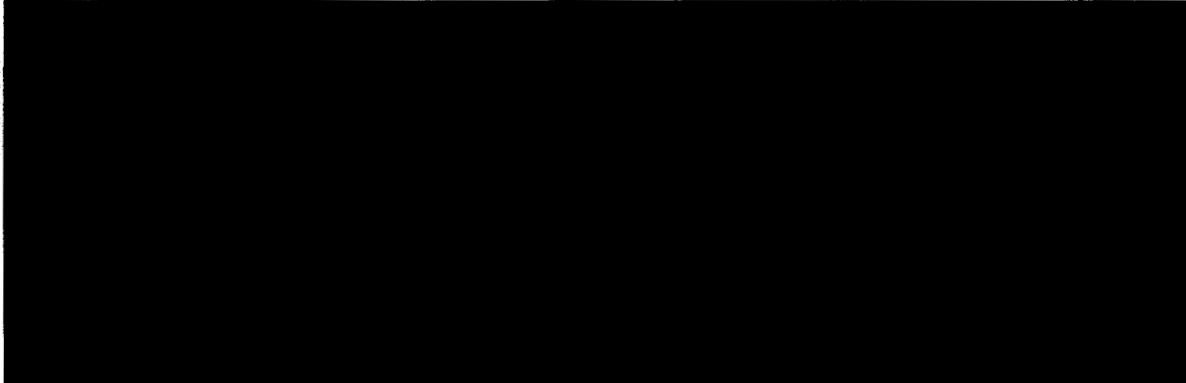


また、同医師は、平成12年10月6日付け診断書（後遺障害証明書）（C第5号証）に、要旨、次のとおり記載している。



なお、同病院からの平成11年11月分の診療費請求内訳書（B第11号証）の「傷病の経過」欄には、本件傷病について、  
の加療をした旨記載されている。

□ 島根労働局地方労災医員金田賢之介医師（以下「金田医師」という。）は、平成12年10月3日付け意見書（B第6号証）に、要旨、次のとおり記載している。



ハ 〇〇〇〇病院 〇〇〇〇医師（以下「〇〇〇〇医師」という。）は、請求人を診断した上で審査官に提出した平成12年12月12日付け意見書（C第9号証）に、要旨、次のとおり記載している。

ニ 同病院 〇〇〇〇医師（以下「〇〇〇〇医師」という。）は、平成13年5月1日付け意見書（B第9号証）に、要旨、次のとおり記載している。

ホ なお、「ROM」と題する文書（C第7号証）及び請求人が当審査会に提出した「ROM・MMT 検査用紙」と題する文書（A第2号証）に記載された[ ]の[ ]については、検査者等が明らかでなく、公式の文書としての記載とも認められないので、医証として評価することはできない。

ヘ 上記イ～ニの医証における[ ]の[ ]の[ ]を整理すると、次のとおりである。



師は、「[REDACTED]」と所見しており、各医師とも特段異常を認めていない。念のため、当審査会において[REDACTED]病院撮影のエックス線写真及び[REDACTED]病院撮影のCT写真を取り寄せ読影してみたところ、[REDACTED]及び[REDACTED]に[REDACTED]は認められず、[REDACTED]等の異常も認められなかった。

- (3) そこで、上記(1)の①の[REDACTED]の[REDACTED]について検討すると、[REDACTED]医師は、その[REDACTED]は[REDACTED]によるものと所見しているものであり、その主要運動である[REDACTED]及び[REDACTED]並びに[REDACTED]の[REDACTED]については、前記1の(3)のへでみたとおり、[REDACTED]

[REDACTED] (なお、請求人は、[REDACTED]と[REDACTED]の差の原因の調査を求めるが、本件のように[REDACTED]の[REDACTED]等の障害が残存する場合、自動値の場合には、疼痛や受検者の協力の度合等によって影響を受ける傾向があり、他動値との差が生じることがあるものである。)

上記のような[REDACTED]の[REDACTED]を総合するとともに、上記(2)でみたとおり、請求人の[REDACTED]の[REDACTED]には特段異常は認められないこと、また、上記の[REDACTED]は、[REDACTED]によるものであることから、今後、日常生活動作等により改善していくものと考えられることを併せ考慮すると、請求人の[REDACTED]の[REDACTED]については、[REDACTED]側( )の[REDACTED]の[REDACTED]分の[REDACTED]以下に制限された状態には至っていないものとみるのが相当であり、これを障害等級に該当する障害として認めることはできない。

- (4) ②の[REDACTED]ないし[REDACTED]の[REDACTED]、[REDACTED]等の[REDACTED]について検討すると、請求人の自訴及び[REDACTED]医師記載の自覚症状によると、寒冷時等が主体のものと認められ、上記(2)でみたとおり、請求人の[REDACTED]の[REDACTED]には特段異常は認められないものであり、また、[REDACTED]医師は、[REDACTED]の[REDACTED]は[REDACTED]の[REDACTED]による

ものであると所見しているところ、その[ ]の[ ]の程度は、上記(3)でみた[ ]  
[ ]の[ ]からすると、比較的軽度なものとみられるものである。したがって、請求人の訴える[ ]、[ ]等の[ ]は、[ ]の軽度の[ ]  
に伴うものとして、今後[ ]の改善と併せて日常生活動作等により改善  
していくものと考えられることを考慮すると、その程度は、「[ ]  
[ ]」(障害等級第[ ]級の[ ])に該当する程度のもものと認められる。

(5) ③の[ ]から[ ]にかけての[ ]等の[ ]については、請求  
人の自訴も、「[ ]  
[ ]」という程度の軽度のも  
ものであり、上記(2)でみたとおり、請求人の[ ]の[ ]には特段異常は認められ  
ず、上記のような症状を裏付ける医学的根拠も乏しいことから、障害等級に該  
当するほどの障害とは認められない。

(6) ④の[ ]の[ ]については、請求人の自訴のみであり、その自訴も具体的な  
症状として訴えているものではなく、また、医証でも特段所見されていないも  
のであり、本件災害によるものとは認められない。仮に、請求人の自訴のよう  
に[ ]の[ ]に伴うものとしても、さしたるものとは認められず、また、②  
の[ ]の[ ]に伴うものと認められるので、これに含めて評価されるも  
のである。

(7) 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は[ ]ないし[ ]の[ ]  
[ ]、[ ]等の[ ]のみであり、その程度は障害等級第[ ]級に該当する  
程度のもものと認められ、障害等級第[ ]級を超えるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は  
妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。

平成[ ]年[ ]月[ ]日

労働保険審査会

審査長 氣賀澤 克己

審 查 員 千 葉 省 三

審 查 員 加 藤 輝 雄



(別紙)

1 請求人の提出した資料

- (1) 書簡(平成14年1月8日当審査会受付請求人作成) (A第1号証)
- (2) 「          ROM・MMT検査用紙」と題する文書写(A第2号証)

2 監督署長の提出した資料

- (1) 障害給付支給請求書写(B第1号証)
- (2) 同上裏面の診断書(平成12年8月18日付          病院          医師作成)写(B第2号証)
- (3) 年金・一時金支給決定決議書写(B第3号証)
- (4) 障害状態認定調査復命書(平成12年10月10日労働事務官平原博作成)写(B第4号証)
- (5) 傷病部位表示図写(B第5号証)
- (6) 意見書(平成12年10月3日付島根労働局地方労災医員金田医師作成)写(B第6号証)
- (7) 障害状態認定調査復命書(平成13年5月16日厚生労働事務官石橋堅志作成)写(B第7号証)
- (8) 受診命令書(平成13年4月10日監督署長作成)写(B第8号証)
- (9) 意見書(平成13年5月1日付          病院          医師作成)写(B第9号証)
- (10) 療養給付たる療養の給付請求書写(B第10号証)
- (11) 診療費請求内訳書(          病院分)写(B第11号証)
- (12) 休業給付支給請求書写(B第12号証)

3 審査官の提出した資料

- (1) 決定書写(C第1号証)
- (2) 労働保険審査請求書写(C第2号証)
- (3) 労働保険審査請求書の補正書写(C第3号証)
- (4) 請求人からの聴取書(平成12年12月12日審査官作成)写(C第4号証)
- (5) 診断書(平成12年10月6日付          病院          医師作成)写(C第5号証)
- (6) 同上添付の日常生活動作検査表写(C第6号証)

(7) 「ROM」と題する文書写 (C第7号証)

(8) 「受診の命令について」と題する文書 (平成12年12月8日審査官作成)  
写 (C第8号証)

(9) 意見書 (平成12年12月12日付 [redacted] 病院 [redacted] 医師作成) 写 (C第9  
号証)

4 当審査会の収集した資料

(1) エックス線写真 ([redacted] 病院撮影) (D第1号証)

(2) CT写真 ([redacted] 病院撮影) (D第2号証)

平成13年労第105号

裁 決 書

再 審 査 請 求 人

[Redacted Name and Address]

原 処 分 を し た 行 政 庁

大阪府大阪市淀川区新北野1-9-26  
淀川労働基準監督署長

決 定 を し た 審 査 官

大阪労働者災害補償保険審査官  
熊 倉 綾 乃

## 主 文

本件再審査請求を却下する。

## 理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、淀川労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成■■年■■月■■日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を徒過してされた不適法なものであるとして、平成■■年■■月■■日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 労災保険法第38条第1項の規定においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は当審査会に対して再審査請求をすることができるとされているが、当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に対する裁決、すなわち原処分の適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、労働者災害補償保険審査官の当該審査請求が適法要件を欠くとの判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下に検討する。

3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件の場合にこの点をみると、次のとおりである。

(1) 請求人が本件処分のあったことを知った日については、請求人は、労働保険審

査請求書（以下「審査請求書」という。）の「八、原処分のあったことを知った年月日」欄には「平成■■■年■■■月」とのみ記載し、日付については記載していない。この点について、請求人は、平成■■■年■■■月■■■日審査官作成の請求人からの電話聴取書（以下「先の電話聴取書」という。）において、要旨、「①本件処分に係る通知書（以下「通知書」という。）は、どこかに紛失して見当たらず、何日に受け取ったか分からなかった。通知書は（後日）出てきた。②（通知書が送付された頃は）私はいつも家に居たので、■■■月（のある日）に、夕方までにはポストを見て郵便物を（受け取った）と思う。③通知書は、（配達された郵便物の）封筒をすぐに開けて、私が最初に見た。そして、テーブルの上に置いておき、帰ってきた■■■にその日のうちに見せた。■■■は働きに出ており、午後■■■時■■■頃にならないと帰らない。④淀川労働基準監督署（以下「監督署」という。）から（障害補償給付金が私の銀行口座に）振り込まれたことを知ってお金を下ろしに行ったのは、■■■である。」と述べている。

一方、■■■銀行■■■支店長作成の同年12月4日付けの「取引状況の照会について」と題する文書（以下「照会文書」という。）に記載された請求人の普通預金口座の取引状況からすると、■■■年■■■月■■■日現在の残高が■■■円であったところ、■■■月■■■日に監督署から■■■円が振り込まれ、その■■■の■■■月■■■日に■■■円が引き出されていることが認められる。

上記のことからすると、■■■年■■■月■■■日に請求人の■■■が障害補償給付に係るお金を請求人の銀行口座から引き出したものと認められるが、請求人の■■■は、それに先立って、遅くともその前日には通知書を見たものと推認されることから、請求人も、同様に、遅くとも同日（■■■年■■■月■■■日）には通知書を見て、本件処分のあったことを知ったものと推認される。

そうすると、本件審査請求の請求期間は、請求人が本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日目に当たる■■■年■■■月■■■日までであるべきところ、同日が土曜日、その翌日が日曜日に当たることから、■■■月■■■日までとなる。

- (2) 一方、請求人が審査官あてに審査請求書を速達郵便として■■■・■■■郵便局に提出したのは、同郵便局の郵券消印からみれば、平成■■■年■■■月■■■日である。

しかしながら、請求人は、先の電話聴取書、平成■■■年■■■月■■■日審査官作成

の請求人からの電話聴取書（以下「後の電話聴取書」という。）及び審査請求処理経過簿によれば、審査官に審査請求書を提出するに先立ち、平成■■■年■■■月■■■日に電話により審査官に審査請求をする意思のあることを伝えたことが認められる。この点については、労審法第9条によれば、審査請求は口頭でも認められているが、その手続としては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第5条によれば、①審査請求人は審査請求書に記載すべき所定の事項を②の者に陳述しなければならないこと、②労働者災害補償保険審査官（審査請求が労働基準監督署長を経由する場合においては、当該労働基準監督署長又はそのあらかじめ指名する職員）は、①の陳述について聴取書を作成し、年月日を記載して審査請求人に読み聞かせた上、審査請求人と共に記名押印しなければならないこととされていることから、電話による審査請求が認められているものと解することはできず、請求人が審査官に対して電話により審査請求の意思を伝えたことをもって口頭による審査請求をしたものと認めることはできない。しかしながら、本件の場合、請求人は、先の電話聴取書において、要旨、「監督署に電話をしたところ、（職員から）取りあえず審査官にすぐ電話をし、審査請求書は後で出せばよいと言われたので、その日のうちに審査官に電話をした。」と述べており、また、審査請求処理経過簿の■■■月■■■日の欄には、要旨、「請求人から「監督署職員に連絡したところ、取りあえず口頭で審査官に相談するように言われた。」との電話があった。」と記載されていることから、監督署職員が請求人に対し、緊急の措置として、電話により審査請求の意思を伝えることを教示したものと解され、そうであれば、請求人が審査官に電話により審査請求の意思を伝えたことをもって、口頭による審査請求をしたものとして取り扱うのが妥当であると考えられることから、請求人が審査請求をしたのは、当該電話をした日の平成■■■年■■■月■■■日であると認められる。

(3) 上記(1)及び(2)より、本件審査請求は、法定の請求期間を経過してされたことは明らかである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りでないと定められている。また、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるもので

なければならないものと解するのが相当である。

そこで、本件の場合にこの点を見ると、次のとおりである。

- (1) 請求人は、本件審査請求が請求期間を経過してされた理由について、先の電話聴取書においては、要旨、「審査請求は、支給決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にならなければならないことは聞いて分かっていたが、いろいろ考えているうちに日にちがたってしまった。」と述べ、後の電話聴取書においては、要旨、「審査請求は、支給決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にならなければならないことは知らなかった。通知書は、■がどこかに置き忘れてしまい、(その後) やっと出てきたところで(それを見て)、監督署に電話をしたら、担当者から日にちが過ぎているかもしれないと言われ、その時初めて(審査請求は請求期間内にしなければならないことを) 知った。」と述べている。また、当審査会あての平成■年■月■日付け異議申立書(以下「異議申立書」という。)において、要旨、「①私が通知書を受け取り、開封して内容を見たのは、決定された障害等級と金額のみであり、まさかその中に審査請求期間のことが記載されているとは知らなかった。②通知書は、■が仕事場へ持って行き、机の上に置いていたところ、なくなってしまったということであったが、(その後) 改めて捜してもらったところ、仕事場の戸棚から見付かった。(通知書を) 家に置いて何度か見ていれば、■  
■ ③私は、労災事故は■であり、審査請求期間が60日以内ということは監督署に相談して初めて知った。④審査請求の手続については、会社も余りいい顔をしないので相談もできず、少し時間が掛かった。」と述べている。

- (2) 上記(1)でみたところによると、請求人は、審査請求の請求期間について、先の電話聴取書においては、本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であることは知っていたと述べているところ、後の電話聴取書及び異議申立書においては、そのことを監督署に相談するまで知らなかったと述べているが、これは、先の電話聴取書の申述に反し、採用し難いところであり、いずれが事実であるかは明らかでない。

しかしながら、これらの申述のいずれが事実であるかはさておき、請求人が述べる上記(1)の理由について、順次検討すると、まず、請求人が先の電話聴取書で述べていることについては、請求人は、審査請求の請求期間が本件処分のあった

ことを知った日の翌日から起算して60日以内であることを知っていたにもかかわらず、いろいろ考えているうちに請求期間が経過してしまったというものであり、これは、単に請求人の個人的な事情を述べるにすぎないものである。

次に、請求人が後の電話聴取書及び異議申立書で述べていることについては、請求人は、①審査請求の請求期間が本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内であることを、監督署に相談するまで知らなかったこと、②通知書を受領して見た時に、審査請求の請求期間について記載されているのを見落としたこと、③通知書を紛失し、しばらく見付からなかったため、通知書に審査請求の請求期間について記載されていることに気が付かなかったこと及び④審査請求の手続については、会社にも相談しにくく、少し時間が掛かったことを請求期間を経過したことの理由としているものと解される。しかしながら、①のことについては、通知書には、「保険給付に関する決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査官に対して審査請求をすることができる。」旨記載されており、審査請求の請求期間について教示されていたものであり、②及び③のことについては、単に請求人の個人的な事情を述べるにすぎないものであり、④のことについては、請求人は、審査請求の手続について監督署に相談することもできたものである。

- (3) 以上のことから、請求人が述べる上記(1)の理由は、いずれにしても、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰でもが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものであるということとはできないものと言わなければならない。

したがって、上記(1)の理由をもって、本件審査請求が請求期間を経過してされたことについて正当な理由があったものとは認められず、その他正当な理由があったことの疎明はない。

- 5 以上のとおりであるから、本件審査請求は、請求期間を経過してされており、その経過したことについて正当な理由があるとの疎明がないので適法なものとは認められず、これを却下した審査官の決定は妥当なものとは判断される。

してみると、本件再審査請求は、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定によりこれを却下すべきものである。



よって主文のとおり裁決する。

平成■■年■■月■■日

労働保険審査会

審査長 小 川 英 明

審査員 氣 賀 澤 克 己

審査員 加 藤 輝 雄